

4 長薬発第 350 号  
令和 4 年 7 月 1 日

地域薬剤師会長 様  
同 薬局部会長 様

長野県薬剤師会  
会長 日野 寛明

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定に基づく  
知事の要請により実施する無料検査の終了について

平素、本会の運営に際しまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、長野県感染症対策課長から別添のとおり通知がありました。

「長野県ワクチン・検査パッケージ定着促進等事業」無料検査実施薬局の登録等、県民が身近な薬局で検査が受けられる体制づくりにつきまして、貴会並びに薬局の皆様にも多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、令和 4 年 1 月 7 日から実施されていた感染不安を感じる無症状の県民の皆様が受けられる無料検査については、現在、県内において新規陽性者数が減少傾向であり、確保病床使用率も低い水準が継続していることから、令和 4 年 6 月 30 日をもって終了となりました。

なお、ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業による無料検査は、社会経済活動を目的とした検査需要に対応するため、令和 4 年 8 月 31 日まで延長となっています。

つきましては、貴会（部会）会員にご周知いただくとともに、引き続き検査実施事業者による円滑な無料検査の実施に、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、検査実施事業者あてには、直接通知されていることを申し添えます。

一般社団法人 長野県薬剤師会  
事務局長 中島 / 保険医療課 桐山  
〒390-0802 松本市旭 2-10-15  
TEL0263-34-5511 FAX0263-34-0075  
E-mail : hoken3@naganokenyaku.or.jp

4感第204号

令和4年(2022年)6月30日

一般社団法人長野県薬剤師会長 様

日本チェーンドラッグストア協会長野県支部長 様

長野県健康福祉部長

(公 印 省 略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定に基づく

知事の要請により実施する無料検査の終了について(通知)

平素は、本県の健康福祉行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和4年1月7日から実施している感染不安を感じる無症状の県民の皆様が受けられる無料検査については、現在、県内において新規陽性者数が減少傾向であり、確保病床使用率も低い水準が継続していることから、令和4年6月30日をもって終了することといたしました。

なお、ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業による無料検査は、社会経済活動を目的とした検査需要に対応するため、令和4年8月31日まで延長いたします。

(詳細は別添プレスリリースのとおり)

つきましては、内容を御承知いただきますとともに、検査実施事業者様の円滑な無料検査の実施に引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。

担 当 感染症対策課 PCR等検査無料化実施チーム  
(課長)大日方 隆 (担当)森 千友実

電 話 026-235-7338

ファクシミリ 026-235-7334

電子メール vtp@pref.nagano.lg.jp

## 令和4年6月30日(木)をもって、感染拡大傾向時の一般検査事業にかかる無料検査を終了します

県内において新規陽性者数が減少傾向であり、確保病床使用率も低い水準が継続していることから、現在実施している下記1の事業は、令和4年6月30日(木)をもって終了します。

なお、下記2の事業による無料検査は、令和4年8月31日(水)まで期間延長します。

### ≪無料検査の種類≫

#### 1 感染拡大傾向時の一般検査事業

感染拡大の傾向がみられる場合において、知事の判断により、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定に基づき、「不安に感じる無症状者は検査を受ける」ことを要請し、これに応じる県内在住の方が受検する検査の無料化。

⇒令和4年6月30日(木)をもって終了

#### 2 ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業

⇒令和4年8月31日(水)まで実施期間を延長

以下(1)から(3)のすべての条件を満たす方が対象。(原則、抗原定性検査)

- (1) 新型コロナウイルス感染症の症状がないこと及び濃厚接触者でないこと
- (2) 検査の目的として、ワクチン検査パッケージ制度又は対象者全員検査及び飲食、イベント、旅行・帰省等の活動に際して、陰性の検査結果を確認する必要があること
- (3) 次の3つのいずれかに該当すること
  - ア ワクチン3回目の接種をしていない方
  - イ 「対象者全員検査」の対象の方(ワクチン接種の有無にかかわらず「検査の陰性結果」を相手方から求められている方)
  - ウ 高齢者や基礎疾患がある方と接触するために検査が必要な方(ワクチン接種の有無は問わない)

※検査場所(検査実施事業者)は、県ホームページをご確認ください。

(<https://www.pref.nagano.lg.jp/kansensho-taisaku/vtp/kensa.html>)

信州版「新たな日常のすゝめ」



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

健康福祉部感染症対策課

(課長) 大日方 隆 (担当) 森 千友実

電話 026-232-0111 (代表) 内線 4123

026-235-7338 (直通)

F A X 026-235-7334

E-mail vtp@pref.nagano.lg.jp